

四日市市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市文書管理規程の一部を改正する規程

四日市市文書管理規程（平成20年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（文書集配室に到達した文書及び物品の取扱い）</p> <p>第10条 郵便、信書便、宅配便、通送等で市役所本庁文書集配室に到達した文書及び物品は、次の方法により総務課長において処理するものとする。</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>（6） <u>審査請求書</u>その他到達の日時が権利の得失に係るものは、その封筒又は文書の欄外に到達日時を明記して取扱者がこれに証印する。</p> <p>（主務課に到達した文書の取扱い）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の規定により指定された事務担当者は、当該文書について次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（5） <u>審査請求書</u>その他到達の日時が権利の得失に係るものは、その封筒</p>	<p>（文書集配室に到達した文書及び物品の取扱い）</p> <p>第10条 郵便、信書便、宅配便、通送等で市役所本庁文書集配室に到達した文書及び物品は、次の方法により総務課長において処理するものとする。</p> <p>（1）まら（5）まで （略）</p> <p>（6） <u>異議申立書</u>その他到達の日時が権利の得失に係るものは、その封筒又は文書の欄外に到達日時を明記して取扱者がこれに証印する。</p> <p>（主務課に到達した文書の取扱い）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の規定により指定された事務担当者は、当該文書について次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p> <p>（5） <u>異議申立書</u>その他到達の日時が権利の得失に係るものは、その封筒</p>

又は文書の欄外に到達日時を明記して取扱者がこれに証印すること。ただし、第10条第1項第5号の規定により総務課長において処理されたものを除く。

3から7まで (略)

(文書の受領)

第16条 執務時間外に市役所に到達した文書及び物品は、次の方法により当直員が処理するものとする。

- (1) (略)
- (2) 審査請求書その他收受の日時が権利の得失に関係があるものは、その封筒又は表面に受領の時刻を朱書して押印すること。

(3)から(6)まで (略)

(保存期間)

第43条 (略)

2から3まで (略)

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間経過後も、当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する公文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 現に係属している不服申立てに

又は文書の欄外に到達日時を明記して取扱者がこれに証印すること。ただし、第10条第1項第5号の規定により総務課長において処理されたものを除く。

3から7まで (略)

(文書の受領)

第16条 執務時間外に市役所に到達した文書及び物品は、次の方法により当直員が処理するものとする。

- (1) (略)
- (2) 異議申立書その他收受の日時が権利の得失に関係があるものは、その封筒又は表面に受領の時刻を朱書して押印すること。

(3)から(6)まで (略)

(保存期間)

第43条 (略)

2から3まで (略)

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間経過後も、当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する公文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 現に係属している不服申立てに

おける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決の翌日から起算して 1 年間

(4)及び(5) (略)

(保存期間の起算及び満了)

第 4 4 条 公文書の保存期間は、その公文書が完結した日の属する年度の翌年度 4 月 1 日 (出納整理期間中に完結した前年度予算に係る文書にあっては、完結した日の属する年度の 4 月 1 日) から起算し、当該保存期間が表示する期間の終了する日を満了日とする。ただし、暦年によるものは、その公文書が完結した日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算する。

2 (略)

おける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の翌日から起算して 1 年間

(4)及び(5) (略)

(保存期間の起算及び満了)

第 4 4 条 公文書の保存期間は、その公文書が完結した日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算し、当該保存期間が表示する期間の終了する日を満了日とする。ただし、暦年によるものは、その公文書が完結した日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算する。

2 (略)

第 3 号様を次のように改める。

第5号様を次のように改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)